

※この法令は廃止されています。

昭和四十八年総理府・大蔵省令第二号

沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令
 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十号）第十三条の二第一項及び第二項の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令を次のように定める。

（産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令に規定する耐久性を有する住宅の基準等）

第一条 産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令（昭和四十八年政令第三百三十三号）本則の表償還期間の欄に規定する内閣府令・財務省令で定める基準は次に掲げるものとする。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十五条の二の二第一項第一号に掲げる技術的基準に適合すること。

二 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）が次のイ又はロに掲げる基準に適合すること。

イ 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横枠材の全部又は一部を木造とする住宅（ロに掲げるものを除く。）にあっては、木造であるすみ柱の張り間方向及びた行方向の小径は、十二センチメートル（階数が二以上の住宅における通し柱であるすみ柱（すぎ、ひのき、ひば）その他これらと同等以上の耐久性を有するものとして沖縄振興開発金融公庫が指定する建築材料又は直接外気に接する構造であることその他これと同等以上の耐久性を有するものとして沖縄振興開発金融公庫が指定する構造方法によるものを除く。）にあっては、十三・五センチメートル以上であり、かつ、構造耐力上主要な部分にあって木造以外の構造である壁、柱及び横枠材は、耐火構造であること。

ロ 構造耐力上主要な部分の全部又は一部に枠組壁工法（木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。以下この号において同じ。）を用いる住宅にあっては、枠組壁工法を用いる部分である外壁の下地の材料は、屋外に面する部分又は常温湿潤の状態となるおそれのある部分に用いる構造用合板であつて日本農林規格に適合するもののうち、厚さ九ミリメートル以上のものその他これと同等以上の耐久性を有するものとして沖縄振興開発金融公庫が指定する規格に適合するものであり、かつ、構造耐力上主要な部分であつて枠組壁工法以外の工法を用いる部分である壁、柱及び横枠材は、耐火構造であること。

三 基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地盤面からその上端までの高さは四十センチメートル以上であること。

四 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に二以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井の面積に対する割合は、原則として三百分の一以上とすること。

五 外壁の床下部分には、壁の長さ四メートル以下ごとに、有効面積三百平方センチメートル以上上の換気孔を設け、床下はコンクリート、防湿フィルムその他これらに類する材料で覆うこと。

六 浴室、窓を有しない便所その他の湿気の滞留するおそれのある部分には、給気口及び排気機その他の換気上有効な換気設備を設けること。

七 給水、排水その他の配管設備（配電管を除く。）で各戸に共用のものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。

八 前各号に定めるものほか、住宅の各部分は、耐久上支障のない措置を講じたものであることを。

2 建築材料又は構造方法により、前項の規定により難い部分のある住宅であつて、前項の基準に該当する住宅と同等以上の耐久性を有すると認められる住宅については、沖縄振興開発金融公庫

は、産業労働者住宅資金融通法第七条の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度及び償還期間を定める政令本則の表償還期間の欄に規定する内閣府令・財務省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅とすることができる。

（賃借人の選定及び家賃）

第二条 沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。）で産業労働者住宅資金を定める政令本則の表償還期間の欄に規定する内閣府令・財務省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅とすることができる。

（賃借人の選定及び家賃）

第三条 沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。）で産業労働者住宅資金を定める政令本則の表償還期間の欄に規定する内閣府令・財務省令で定める基準に該当する耐久性を有する住宅とすることができる。

（賃借人の選定及び家賃）

と、同条第二項第三号中「居住し、又は勤務する場所」とあるのは「住所又は事業場」と、第二十九条第一項中「法第三十五条の二第二項」とあるのは「産業労働者住宅資金金融通法第十三条の三第二項」と読み替えるものとする。
 謙渡人は、前項において準用する沖縄振興開発金融公庫法施行規則第二十二条第一項又は第二十四条第三項の規定により譲受人を選定しようとする場合においては、沖縄労働局長の意見を参考しなければならない。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年五月一九日総理府・大蔵省令第一二号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年九月一九日総理府・大蔵省令第一二号）

（施行期日）この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年一月一七日総理府・大蔵省令第一号）

（施行期日）この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月二一日総理府・大蔵省令第九号）

（施行期日）この命令は、平成十二年四月一日から施行する。
 （経過措置）この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正後の沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令は、沖縄振興開發金融公庫が平成五年十一月二十五日以後に受理した申込みに係る資金の貸付けから適用し、沖縄振興開発金融公庫が同日前に受理した申込みに係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月二六日総理府・大蔵省令第四四号）

（施行期日）この命令は、公布の日から施行する。

2 この命令の施行前に改正前の沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令第二条第二項又は第三条第二項の規定により聴取した沖縄労働基準局の意見は、この命令の施行の日以後における改正後の同令の適用について、沖縄労働局長の意見とみなす。

附 則（平成一九年三月三〇日内閣府・財務省令第三号）

（施行期日）この命令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日内閣府・財務省令第一号）

（施行期日）この命令は、令和四年四月一日から施行する。

第一条（沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令の廃止）

（第二条）（沖縄振興開発金融公庫による産業労働者住宅資金の融通に関する命令（昭和四十八年／總理府／大蔵省／令第二号）は、廃止する。）